



平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 日本精蠟株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員 安藤 司
(コード番号 5010 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 総務部長 土屋 直紀
(TEL 03-3538-3061)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年8月31日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更理由

当社株式の流動性の向上及び個人投資家を含めた投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を100株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単位の水準5万円以上50万円未満を下回るものが想定されますが、当社といたしましては引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行およびその維持に努力して参ります。

2. 定款一部変更について

(1) 変更理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (新設)	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第7条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日に効力が発生するものとし、本附則は同日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成29年10月1日

(ご参考)

平成29年10月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以上